

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	小城市 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和7年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する事務
②事務の概要	市は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【高等職業訓練促進給付金等事業に関する事務】 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち一定期間について訓練に係る経費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。 ・訓練促進費の支給決定に係る審査 ・修了支援給付金の支給決定に係る審査 ・課税状況の変更に伴う審査 ・世帯状況の変更に伴う審査 【自立支援教育訓練給付金に係る事務】 母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に際し行う主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。 ・教育訓練給付金支給認定に係る審査、決定 ・教育訓練給付金支給に係る審査、認定
③システムの名称	中間サーバシステム

2. 特定個人情報ファイル名

高等職業訓練促進給付金等情報ファイル、自立支援教育訓練給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(1)番号法第9条第1項別表 65の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第36条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 90の項 【提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	社会福祉課
-----	-------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	社会福祉課 TEL:0950-87-0103
-----	------------------------

連絡先	任意福祉課 TEL(0952-37-6107)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、情報提供ネットワークとの接続については、必要な情報のみを受けるとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。その他、特定個人情報を含む書類は、施錠できるキャビネットや書庫に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、ユーザー承認の管理及びアクセス制限の管理を行っている。	

變更箇所

[illegible]